

令和 7 年第 3 回定例会議案説明資料

1 議案第 113 号 千葉市収入証紙条例の廃止について P 2

【議案第113号】

千葉市収入証紙条例の廃止について

議案書 P17

1 廃止の趣旨

証紙による手数料の徴収を廃止するため、条例を廃止する。

2 廃止の理由

証紙は、証明・許可等の申請窓口と証紙購入窓口が異なることから、市民・事業者の負担軽減と利便性向上を図るため、証紙を廃止するとともに、キャッシュレス決済等による手数料の徴収方法へ移行するものである。

3 証紙による徴収実績

令和6年度実績で、63種類、9,290件、3,426万円

【内訳】

特殊車両通行許可申請手数料条例の手数料	1種類、6,347件、127万円
建築関係手数料条例の手数料	34種類、2,025件、2,899万円
証明等手数料条例の手数料	8種類、807件、24万円
環境関係手数料条例の手数料	20種類、111件、376万円

4 廃止後の手数料の徴収方法

各手数料での徴収の実情に応じて、キャッシュレス決済、ちば電子申請システムによる電子納付、現金、納入通知書による徴収方法に移行する。

5 施行期日等

- (1) 施行日は、令和8年4月1日とする。
- (2) 売りさばきを受けた証紙は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、市長が別に定めるところにより、これを返還して現金の還付を受けることができるものとする。